

島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画認可に伴う意見の提出について

<参考資料 1>

○認可以降の経過

	期 日	内 容
①	平成 29 年 4 月 19 日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
②	平成 29 年 4 月 28 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 廃止措置計画の認可を報告
③	平成 29 年 5 月 16 日	出雲市原子力安全顧問会議の開催 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
④	平成 29 年 5 月 25 日	出雲市、安来市、雲南市 3 市合同説明会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力） ・ 廃止措置計画認可に係る説明（説明：原子力規制庁）
⑤	平成 29 年 5 月 26 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑥	平成 29 年 6 月 2 日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑦	平成 29 年 6 月 14 日	出雲市議会 総務委員会協議会 原子力発電・エネルギー政策調査特別委員会 ・ 中国電力等へ提出する意見の説明
⑧	平成 29 年 6 月 26 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 中国電力等へ提出する意見の説明
⑨	平成 29 年 6 月 27 日	市が中国電力に対して、協定に基づく意見提出
⑩	平成 29 年 7 月 7 日	県が市に対して、覚書に基づく意見照会
⑪	平成 29 年 7 月 7 日	市が県に対して、覚書に基づく意見回答

＜参考資料 2＞

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等 に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第 5 条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べる事ができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成 29 年 2 月 10 日

甲 出雲市
乙 安来市
丙 雲南市
丁 中国電力株式会社

＜参考資料 3＞

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県
乙 出雲市
安来市
雲南市